

第 4 5 号議案

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
足立区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 2
9 号）の一部を次のように改正する。
付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、
付則に次の見出し及び 2 項を加える。

（東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例）

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 0 号。以下「平成 2 3 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 2 3 年政令第 1 3 1 号。以下「平成 2 3 年特別令」という。）第 1 4 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の適用については、第 1 3 条第 2 項中「1 0 年」とあるのは「1 3 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 1 4 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1 . 5 パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 1 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 3 年特別法第 1 0 3 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 1 3 条第 1 項及び平成 2 3 年特別令第 1 4 条第 7 項の規定によるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成２３年３月１１日から適用する。

（提案理由）

東日本大震災により著しい被害を受けた者への災害援護資金の貸付けの特例を設ける必要があるので、この条例案を提出いたします。